

HIKARI

2020年6月号

毎月25日発行

広報

Public Relations

Vol.358



市内事業者による手話の「光」 希望を持って「まってる」

Contents 「目次」

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する国・県・市などの支援、子育て世帯や中小企業に対する独自の制度 2
- 大雨に注意しましょう 6
- 介護保険制度 8
- 国民健康保険税の税率改定 / 健診の延期、光健康マイレージ 9
- 高齢者保健福祉計画等策定市民協議会・地域包括支援センター運営協議会委員の募集 10
- 協働事業提案制度 / 市民活動補償制度 11
- 水道管の洗管を実施 / 無料耐震診断・耐震改修補助 12
- 市営住宅入居者募集 13
- 市の財政状況 14
- バス半額券の配布の休止 / ふるさと納税のお礼と報告 26





新型コロナウイルス感染症対策に関する国、県、市などの支援制度

★・・・新たに創設または拡充した制度

新型コロナウイルスは、私たちの生活様式や子どもたちの「学び」の環境、地域経済などに大きな影響を与えています。市民や市内の事業者を支援するための制度などは、次のとおりとなっていますので、希望される人は「相談ください」。

市民への支援

【経済支援】 ★特別定額給付金

経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みでの確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

- 給付対象 基準日（4月27日）において、光市の住民基本台帳に記録されている者
- 給付額 給付対象者一人につき10万円

■ 申請および支給方法 感染拡大防止の観点から、郵送申請方式（申請者には5月18日に発送済）またはオンライン

申請（マイナンバーカード所持者のみ）を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の口座へ振り込みます。※やむを得ない場合、限り、あ

いば「窓口」で受け付けます。※本件を装った「特殊詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

給付金の支給にあたり、市や国の職員などがATM操作をお願いしたり、手数料などの現金の振り込みを求めたりすることはありません。

☎️0833・74・3015
【申請】福祉総務課特別定額給付金担当

子育て世帯への支援

※詳しくは5頁を参照

【児童手当の特例】

★子育て世帯への臨時特別給付金
児童手当を受給する世帯

に、臨時特別の給付金1万円を支給します（所得制限の上限額を超えている特例給付世帯を除く）。

光市独自

★「おっぱい育児」

応援給付金

国制度の子育て世帯への臨時特別給付金に児童一人当たり1万円を上乗せ支給します。

光市独自

【児童扶養手当の特例】

★ひとり親家庭応援給付金

児童扶養手当を受給する世帯に、臨時特別の給付金として児童一人当たり1万円を支給します（全額支給停止の世帯を除く）。

☎️0833・74・3009
【申請】子ども家庭課子育て支援係

【子育ての相談】

☐子ども相談

学校等の休校や外出自粛が長くなることで、子どもへの関わり方に悩んだり、健康面

や経済面の不安など、子育ての悩みや困っていることを相談してみませんか。話すことで気持ちが和らぐことがあります。

☎️0833・74・5910
【申請】子ども家庭課子ども相談係

【奨学金】

☐光市奨学金

収入状況悪化等で就学が困難な人に学資の貸付を行います（資格審査あり）。

☎️0833・74・3602
【申請】学校教育課学務係

事業者への支援

【売上減少に対する給付金】

★持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業やフリーランスを含む個人事業者などに給付金を支給します。

☎️0120・115・570
【申請】持続化給付金事業コールセンター、【申請】持続化給付金事務局

◆記載している情報は5月18日(月)現在のものです。
詳しくは市☎(https://www.city.hikari.lg.jp)をご参照ください。

光市独自

★光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金

国の持続化給付金の給付決定を受けた市内の中小企業やフリーランスを含む個人事業者、社会福祉法人などに給付金を給付します。

※詳しくは5頁を参照

☎ 商工観光課商工労政係

☎ 0833-72-1519

【従業員】の休業に対する助成金

★雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、出向などの雇用維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。

☎ 申 下松公共職業安定所

☎ 0833-41-0870

★新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

(1)労働者を雇用する事業主向け

事業主が、小学校等に通う子どもの世話を保護者として

行うことが必要となった従業員に対して、労働基準法上の年次有給休暇以外の有給休暇の付与に要した費用の一部を助成します。

(2)委託を受けて個人で仕事をする人向け

小学校等の臨時休業等に伴って子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった保護者である個人事業主に、支援金を支給します。

☎ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター、☎ 学校等休業助成金・支援金受付センター

☎ 0120-60-3999

【融資制度】

光市独自

★新型コロナウイルス感染症に伴う光市不況対策特別融資

事業活動に支障が生じている市内の中小企業者に、保証料の全額補助と3年間分の利子補給を実施します。

※詳しくは広報「ひかり」

5月号の2頁を参照

☎ 商工観光課商工労政係

☎ 0833-72-1519

☎ 申 商工会議所

☎ 0833-71-0650

☎ 申 大和商工会

☎ 0820-48-2705

★新型コロナウイルス感染症対応資金

中小企業者が、セーフティネット4号・5号・危機関連保証の認定を受けた場合、保証料補助と利子補給を実施します。

☎ 申 山口県経営金融課

☎ 083-933-3188

★政府系金融機関における資金繰り支援

事業活動に支障が生じている事業者一律金利で融資を行い、融資後3年間まで金利の引下げや利子補給を実施します。

☎ 申 日本公庫事業資金相談ダイヤル(平日)

☎ 0120-154-505

☎ 申 商工組合中央金庫相談窓口

☎ 0120-542-711

【テレワーク導入支援】

★働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

中小企業の事業主に、テレワークを新規で導入するために要した費用の一部を助成します。

☎ 申 テレワーク相談センター

☎ 0120-91-6479

税・社会保険・生活支援など

【傷病手当】

★国民健康保険傷病手当金
給与の支払いを受けている

国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる等により、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができないう場合に傷病手当金を支給します。

☎ 申 市民課国民健康保険係

☎ 0833-72-1426



新型コロナウイルス感染症対策に関する国・県・市などの支援制度

★・・・新たに創設または拡充した制度

- ★後期高齢者医療傷病手当金
給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる等により、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない場合に傷病手当金を支給します。
- 【申請】市民課年金・高齢者医療係
☎0833-72-1428
- 【無利子貸付】
★緊急小口資金等の特例貸付
事業の休廃止や著しい損失、失業等により生活資金で悩んでいる人は、生計維持や生活再建のための生活費用の貸し付け（無利子）を受けることができます。
- 【申請】社会福祉協議会（あいぱーく光）
☎0833-74-3020
- 【給付】
★住居確保給付金
事業の休廃止や著しい損失、失業等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある人は、安定した住居の確保のための給付金を受けることができます。
- 【申請】生活自立相談支援センター（あいぱーく光）
☎0833-74-3025
- 【市税の猶予】
★徴収猶予
事業の休廃止や著しい損失、失業等により著しく収入が減少した人は、1年間、担保の提供や延滞金が無く、市税の徴収猶予を受けることができます。
- 【申請】収納対策課収納係
☎0833-72-1447
- 【国民年金保険料の免除】
★免除
事業の休廃止や著しい損失、失業等により収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除、国民年金保険料学生納付特例申請が可能になります。
- 【後期高齢者医療保険料の猶予】
☎0833-72-1428
【徴収猶予】
事業の休廃止や著しい損失、失業等により著しく収入が減少した被保険者本人または世帯主の世帯に属する被保険者は、申請により、保険料の徴収が猶予されることがあります。手続きは郵送でも可能です。
- 【申請】市民課年金・高齢者医療係
☎0833-72-1428
- 【介護保険料の猶予・減免】
☎0833-74-3003
【徴収猶予・減免】
事業の休廃止や著しい損失、失業等により著しく収入が減少し、介護保険料を納めることができなくなった人は、申請により、介護保険料の徴収猶予や減免がされることがあります。
- 【申請】高齢者支援課介護保険係（あいぱーく光）
☎0833-74-3003
- 【水道料金・下水道使用料の猶予】
☎0833-72-5511
【支払い猶予】
事業の休廃止や著しい損失、失業等により著しく収入が減少し、水道料金や下水道使用料を支払うことができなくなった人は、相談により、水道料金や下水道使用料の支払いが猶予されることがあります。
- 水道と下水道を使用している人（水道のみの人を含む）
【申請】水道局料金係
☎0833-71-0700
- 下水道のみを使用している人
【申請】下水道課業務係
☎0833-72-1473
- 【新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意】
現在、さまざまな媒体から新型コロナウイルスに関する情報が発信されており、それらに便乗した悪質商法や詐欺が発生しています。正確な情報に基づいて冷静な対応をお願いします。
【問】光市消費生活センター
☎0833-72-5511



国および市独自の給付金を支給します
**児童手当および
 児童扶養手当について**

申問 子ども家庭課子育て支援係 ☎0833-74-3009
 〒743-0011光市光井二丁目2-1
 ④ https://www.city.hikari.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodate/shien/index.html

学校の休業により、「ご家庭での待機を余儀なくされた子育て家庭やひとり親家庭を応援するため、給付金を支給します。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します			
区分	児童手当分		児童扶養手当分
	①国	市（独自の特例）	
		②「おっぱい育児」 応援給付金	ひとり親家庭 応援給付金
給付額 (児童1人あたり)	1万円	1万円	1万円
対象者	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 ※特例給付（児童1人当たりの給付額が5千円）の方を除きます。		令和2年5月分の児童扶養手当の受給者 ※全額支給停止世帯を除きます。
対象児童	令和2年3月31日までに生まれた児童から令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）		0歳～高校3年生
手続き	5月下旬に案内文書を送付します。 原則、申請は不要です。 ※公務員の人は申請が必要です。 ①、②の申請書を勤務先または、市ホームページ、子ども家庭課窓口で受け取り、受給証明を受けた上で、郵送等で子ども家庭課へ提出してください。（申請受付期間 6月～9月）		5月末までに案内文書を送付します。 ※申請は不要です。
支給日	6月末までに児童手当を受給している口座に振り込みます。 ※公務員の方は、申請月の翌月末までに指定の口座に振り込む予定です。		7月末までに児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

□児童手当を振り込みます
 2月分から5月分までの児童手当を6月12日(金)に指定の口座に振り込みます。
 ※出生や転出など世帯状況に変更があった場合は、15日以内に手続きをしてください。

□児童手当の現況届を
 ご提出ください

子どもの養育状況や所得状況を確認するため、現在児童手当を受給している人は現況届の提出が必要で

す。該当する人には5月末に提出書類を送付します。

■提出期間
 6月1日(月)～6月30日(火)

■提出先 子ども家庭課

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送や電子申請での提出を推奨しています。

詳しくは、5月末に送付する案内文書や市④の「児童手当の現況届」のページ（上記参照を）ご覧ください。



**市独自の経済対策事業
 を実施します**

申問 商工観光課商工労政係 ☎0833-72-1519
 〒743-8501 光市中央六丁目1-1
 ④ https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/kanko/jigyosha/4/index.html

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業活動が著しく低下する市内事業者等の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の給付決定を受けた中小企業やフリーランスを含む個人事業者、社会福祉法人などに給付金を支給します。

□給付金

光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金

□対象者の要件

■国の持続化給付金の給付決定を受けていること

■令和元年12月31日以前に市内で事業を開始しており、今後も事業を継続する意志があること

■会社法人や個人事業主については、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること

■市内に事業所（本社、支店、店舗など）があること

■光市税条例に定める市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の令和元年12月以前の納期限到来分の滞納がないこと

※滞納がある場合、市で納税意志を確認します。

□給付額

■法人 国が決定した持続化給付金給付金額の1割

■個人 国が決定した持続化給付金給付金額の2割 ※いずれも上限20万円

□申請方法

商工観光課に備え付けまたは市④掲載の申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送で申請してください。

□申請期限

令和3年3月1日(月)まで

※新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資の申込期限の延長

現在の新型コロナウイルス感染症による市内経済の影響を踏まえ、融資の申込期限を令和2年6月30日(火)から令和3年1月20日(水)に延長します。



▲市④



梅雨の季節です

大雨に注意しましょう

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動 すでに災害が発生しています。命を守る最善の行動をとってください。	災害発生情報 ※1 (光市が発令)
4	全員避難 ・対象地区の方は速やかに避難場所へ避難してください。 ・外に出ることが危険だと思われる場合は近くの安全な場所や自宅の2階など、より安全な場所に避難してください。 ・全員が何らかの避難行動をとり、身の安全を確保してください。	避難勧告 ※2 避難指示(緊急) ※3 (光市が発令)
3	高齢者等は避難 ・避難に時間を要する方(高齢者や身体に障害のある人、妊娠している人等)とその支援者は避難を開始してください。 ・その他の人は避難の準備をし、自発的に避難してください。	避難準備・高齢者等避難開始 ※4 (光市が発令)
2	避難行動の確認 ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再度確認し、避難に備えてください。	洪水注意報 大雨注意報 等 (気象庁が発表)
1	災害への心構えを高める 気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。	早期注意情報 [警報級の可能性] (気象庁が発表)

※1 災害発生情報…人的被害が発生する恐れのある洪水や土砂災害などの災害が、実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するものです。

※2 避難勧告…人的被害が発生する可能性が明らかに高まった場合に発令するものです。

※3 避難指示(緊急)…避難勧告の状況より災害の状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令するものです。

※4 避難準備・高齢者等避難開始…人的被害が発生する可能性があるので避難の準備を呼びかけるものです。

●避難情報発令時は防災行政無線の緊急通報時サイレンを15秒間吹鳴したあと、放送を行います。

●サイレン音などは市ホームページから試聴できます。

梅雨時期は、雨が断続的に長期間続くという特徴があります。加えて、近年では線状降水帯による集中豪雨のようになり、一定の地域で大雨が続くケースもみられます。気象情報や避難情報などの災害に関する情報を、複数の入手方法を活用して積極的に収集し、危険を感じたら早めの避難を心がけることが大切です。

緊急時や災害時などで命にかかわる情報は、防災行政無線や光市メール配信サービスなどにより24時間いつでも緊急通報を行います。5段階の警戒レベル(左表参照)を用いて避難情報を発令しますので、適切な避難行動を開始してください。また、発令前であっても、危険を感じた場合は、早めの

準備をしましょう。 ※他にも必要なものがあれば

避難時の非常持ち出し品 チェックリスト(例)

- ・懐中電灯
- ・水・非常食
- ・ラジオ
- ・ヘルメット
- ・マスク・衣類・タオル
- ・持病の薬とお薬手帳のコピー
- ・貴重品(小銭も持っておく)
- ・応急医療品・体温計
- ・ウエットティッシュ

避難行動をとるようにしてください。

※三井、上島田、光井地区は、災害の状況により、三島コミュニティセンター、農村婦人の家、光井コミュニティセンターを開設する場合があります。

地区	自主避難所名	電話番号
周防	周防コミュニティセンター	0833-77-2022 *
三井	三井小学校体育館	0833-77-0042
上島田	島田中学校体育館	0833-77-0255
島田・中島田	地域づくり支援センター	0833-72-8880
浅江	浅江コミュニティセンター	0833-72-1431 *
光井	あいぱーく光	0833-74-3000
室積	室積コミュニティセンター	0833-78-0013 *
牛島	牛島コミュニティセンター	0833-79-3198 *
大和全域	大和コミュニティセンター	0820-48-2411

*…出張所の電話番号

避難勧告などを発令する前に、事前に避難を希望する人のため、自主避難所(左表のとおり)を開設する場合があります。 ※開設準備などがありますので、自主避難の前に防災危機管理課までご連絡ください。

自主避難について

□情報の入手方法

災害に関する情報は、テレビ、ラジオ、光市メール配信サービス、防災行政無線および防災情報電話通知サービスなどから収集し、避難に役立ててください。

■防災行政無線の放送内容を確認する方法

①～③および市庁をご利用ください。

①防災広報ダイヤル 防災行政無線の内容が確認できます。☎ 0833-72-1410

②光市メール配信サービス 防災行政無線の避難情報などの緊急通報のほか、警報や注意報などの気象情報をメールで受け取ることができます。

・登録方法 右記QRコードまたは登録用アドレス (✉ hikari@xpressmail.jp) に空メールを送ると、登録手続きができます。

③防災情報電話通知サービス (詳細は下表参照)



防災情報電話通知サービスを開始します

6月1日から、防災行政無線で放送した避難情報や避難所の開設情報などを、固定電話やFAXにお知らせするサービスを開始します。

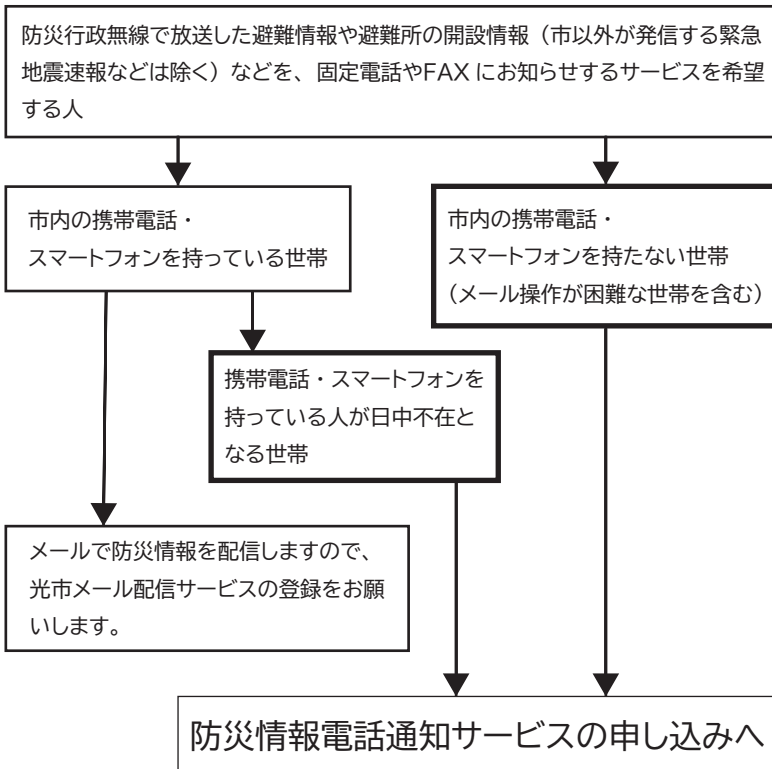
対象世帯は、左図をご確認ください。

●申込方法

防災危機管理課、福祉総務課 (あいぱーく光)、大和支所および各出張所に備え付けまたは市庁 (下記参照) 掲載の申込書に必要事項を記入の上、持参、FAX、メールまたは郵送のいずれかでご提出ください。



市庁▶



□ハザードマップの活用

市では、市内を12地区に分割した「土砂災害ハザードマップ」や「島田川洪水ハザードマップ」などを作成しています。

いざというとき、迅速で的確な避難行動が取れるようご活用ください。



▲ハザードマップ

□県土木防災情報システム・下関地方気象台

パソコンやスマートフォンを通じて、県内の雨量、河川水位などの防災情報をリアルタイムで確認できます。迅速な避難行動に役立ててください。

問 県河川課

☎ 083-1933-3776

問 下関地方気象台

☎ 083-234-4005



▲県土木防災情報



▲下関地方気象台



65歳以上の人の介護保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする人びとを社会全体で支えあう大切な制度です。将来の「安心」のため、保険料の納付にご協力をお願いします。

□保険料の通知 6月中旬に納入通知書を送付します。
□保険料の納め方 特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

□保険料の算定 低所得者の負担軽減のため、負担能力に応じて11段階に分かれています。詳しくは市庁（上記参照）をご覧ください。

40～65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入する医療保険の計算方式により決められ、医療保険料（税）と合わせて医療保険者に支払います。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

【減免制度】

□対象 第2段階および第3段階で特に生計が困難な低所得の人のうち、次の要件に該当する人

□要件

- ① 市民税非課税世帯であること
 - ② 世帯の収入合計が1人世帯で90万円以下であること（2人以上の世帯の場合は2人目から1人につき70万円を加算）
 - ③ 世帯の預貯金などの合計が160万円以下であること
 - ④ 世帯員が居住用以外の土地または建物を所有していないこと（処分が不可能な資産を除く）
 - ⑤ 市民税課税の人に実態として扶養されていないこと
- ※住民票上で別世帯であっても、実態として同居の場合は同一世帯と見なします。
- 減免の金額** 第1段階の金額（年額1万8450円）まで保険料を減免
- 手続きに必要なもの** 申請書、関係書類（申告書、調査のための同意書、医療保険被保険者証の写し、年金振込通知書の写しなど）

普通徴収（納付書による窓口納付または口座振替）

6月中旬に納入通知書を送付しますので、下記納付期限までに指定の納付場所で納めてください。

※保険料は、誕生月の翌月からの納付となります。（1日生まれの人は誕生月から）

■対象

- ① 年金の種類が変わった人
- ② 年金の現況届の提出が必要な人で提出が遅れた人
- ③ 年金を担保に借入れをしている人
- ④ 住民基本台帳上住所と年金保険者に提出した住所が違う人
- ⑤ 年金受給額が18万円未満の人

■納付期限

1期	6月30日	6期	11月30日
2期	7月31日	7期	12月25日
3期	8月31日	8期	令和3年2月1日
4期	9月30日	9期	令和3年3月1日
5期	11月2日	10期	令和3年3月31日

※納め忘れを防ぐため、口座振替をおすすめします

- 口座振替の申し込み先
納入通知書に記載されている取扱金融機関及び市役所窓口（市役所窓口ではゆうちょ銀行の手続きはできません）
- 手続きに必要なもの 介護保険の納付書、預貯金通帳、通帳使用の印かん

特別徴収（年金から天引き）

令和元年（平成31年）度中に65歳になった人や転入した人などで老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のいずれかが年額18万円以上の人は、本年度中に特別徴収に変更となります。

詳しくは、6月中旬に送付する介護保険料額決定通知書でご確認ください。

■納付月

4月、6月、8月、10月、12月、令和3年2月





国民健康保険税の税率などを改定しました

☎市民課国民健康保険係 ☎0833-72-1426

区分	平等割額	均等割額	所得割額
改定前	20,800円	23,200円	7.5%
改定後	19,800円 (-1,000円)	22,200円 (-1,000円)	7.5% (変更なし)

- ・平等割額…国民健康保険加入世帯一世帯につき上記の金額を賦課します。
- ・均等割額…国民健康保険加入者一人につき上記の金額を賦課します。
- ・所得割額…所得に応じて賦課します。課税する年度の前年の総所得金額等から基礎控除額 33 万円を除いた残りの額に、所得割の税率を掛けて算出します。

□子どもの均等割減免の制度を創設
本年度から同一世帯内に 18 歳未満の加入者が 3 人以上いる世帯の 3 人目以降の均等割額を全額減免する制度を創設しました。対象世帯に申請書を送付します。

□税率などの改定・改正内容
本年度分から国民健康保険の税率を改定し、また、地方税法施行令の一部改正に伴う改正を行いました。

1 税率の改定 基礎課税額のうち、「平等割額」「均等割額」に係る税率を改定しました。

区分	軽減判定基準 (※)
5 割	改正前 330,000 円 + (280,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
	改正後 330,000 円 + (285,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
2 割	改正前 330,000 円 + (510,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
	改正後 330,000 円 + (520,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)

※世帯主と被保険者および旧国保被保険者の総所得金額等の合計額が基準以下の場合に軽減されます。

3 軽減判定基準の拡大
軽減制度のうち、5 割軽減および 2 割軽減対象者の判定基準を拡大しました。

区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
改正前	610,000円	190,000円	160,000円
改正後	630,000円 (+20,000円)	190,000円 (変更なし)	170,000円 (+10,000円)

2 課税限度額の引き上げ
基礎課税額などの限度額を引き上げました。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため

健（検）診や診査などの実施開始を延期します

医療機関で行う予定であった各種がん（胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん・子宮がん・前立腺がん）検診および歯周病検診などの実施開始を当面延期します。

また、集団で実施している口腔がん検診についても当面、延期します。

なお、健康に関するご相談がある場合は健康増進課へ、気になる症状がある場合は医療機関へご連絡の上受診ください。

6 月から医療機関および集団で実施予定の健（検）診や診査について、実施開始を当面延期し、あわせて対象者への受診券送付も延期します。

今後の状況から、開始の目途が立ち次第、改めて広報・市報にてお知らせします。

□国民健康保険・後期高齢者医療制度
国民健康保険の特定健診および、後期高齢者医療制度の健康診査の実施を当面延期します。

□各種がん検診・歯周病検診

問合せ

- 国民健康保険の特定健診について
市民課国民健康保険係
☎ 0833-72-1426
- 後期高齢者医療制度の健康診査について
市民課年金・高齢者医療係
☎ 0833-72-1428
- 各種がん検診・歯周病検診について
- 光健康マイレージ
健康増進課健康増進係
☎ 0833-74-3007


「光健康マイレージ “ポイントをためて、健康とお得を手に入れよう！”

光健康マイレージとは、健（検）診の受診を必須項目とし、日頃の健康づくりへの取り組みをポイント化し、35 ポイントに達し申請することで特典カードを入手でき、県内の協力店舗でサービスや特典を受けられるというものです。

□実施期間：令和 2 年 6 月 1 日(月)～令和 3 年 3 月 26 日(金)

□対象：市内在住または通勤・通学している 18 歳以上の人

市報▶





「光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会」 委員を募集します

市では、高齢者福祉施策や介護サービスの目標などを定める「光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（計画期間…令和3年度から令和5年度まで）を策定するにあたり、市民の皆さんのご意見やご提言を反映するため、「光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会」委員を募集します。

□応募資格

市内在住で、次の①または②に該当する人

①65歳以上の人（光市介護保険の第1号被保険者）

②40歳以上65歳未満の人（同第2号被保険者）

※年齢は4月1日現在

※市の他の協議会などの公募委員として委嘱されている人、国および地方公共団体の議員・公務員は除きます。

□募集人数

2人

□任期

委嘱の日から令和5年3

月31日

□会議日程

年4回程度（平日開催）

□応募方法

高齢者支援課に備え付けまたは市庁（左記参照）掲載の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、メール、FAXのいずれかでご提出ください。

□応募期間

5月25日（月）～6月25日（木）

□選考

提出された書類を審査の上、委員を決定し、結果を通知します。



応募先・問合せ

高齢者支援課介護保険係
（あいぱーく光）
〒743-0011 光市光井二丁目2-1
☎ 0833-74-3003
FAX 0833-74-1034
✉ koureisyasien@city.hikari.lg.jp
🌐 <https://www.city.hikari.lg.jp/>

「光市地域包括支援センター運営協議会」 委員を募集します

市では、地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、円滑かつ適切な運営を図るため、運営協議会の委員を募集します。

□応募資格

市内在住で、40歳以上の人（光市介護保険の第1・2号被保険者）

※年齢は4月1日現在

※市の他の協議会などの公募委員として委嘱されている人、国および地方公共団体の議員・公務員は除きます。

□募集人数

1人

□任期

委嘱の日から令和5年3

月31日

□会議日程

年2回程度（平日開催）

□応募方法

市庁（下記参照）掲載の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、メール、FAXのいずれかでご提出ください。

□応募期間

5月25日（月）～6月25日（木）

□選考

提出された書類を審査の上、委員を決定し、結果を

通知します。

応募先・問合せ

地域包括支援センター
（あいぱーく光）
〒743-0011 光市光井二丁目2-1
☎ 0833-74-3002
FAX 0833-74-3071
✉ houkatsu@city.hikari.lg.jp
🌐 <https://www.city.hikari.lg.jp/>

■地域包括支援センター運営協議会

高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるまちづくりを支援する「地域包括支援センター」の円滑な運営が図れるよう、皆さんからセンターの運営等に関することなどについて意見をいただくものです。





「光市協働事業提案制度」の事業提案を募集します

「光市をもっと良くしたい」「この課題を解決したい」など、日頃から感じている課題について、解決に向けた事業を提案し、行政と一緒に取り組んでみませんか。

□提案できる人（団体）

市内に事務所や活動拠点があり、原則として1年以上継続して活動している団体（団体の定款や規約、会則などの定めがあり、構成員が5人以上であること）

□募集する提案

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する事業で、市と協働して取り組むことにより、公共的課題の効果的・効率的な解決が見込める提案

■事業例

- ・環境保全や、自然保護などに関する啓発事業
- ・子育て支援や子どもの健全育成に関する事業
- ・高齢者や障害者の社会参加につながる事業など

□応募期限

7月1日(水)まで（必着）

※詳細は、市庁（下記参照）をご確認いただくか、お問い合わせください。

申し込み・問合せ

地域づくり推進課
〒743-0063
光市島田四丁目14-3
☎0833-72-8880
🌐 <https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/3/chiiikizukuri/shisei/2/kyoudou/659.html>

■令和元年度に実施した協働事業

- 「ほっとカフェ」運営
子どもが不登校になった経験のある保護者と、不登校や不登校傾向にある子どもを持つ保護者が交流する（ほっと一息できる）場を作り、悩みを共有することで、保護者の心の負担軽減を図る。
- 「認知症啓発事業」市民によるワークショップの開催
アドバイザー支援のもと、地域住民や関係団体などとの合同のワークショップを開催し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指す。



市民活動中のけがや事故を補償します

☎地域づくり推進課 ☎0833-72-8880

市では、皆さんが安心して活動できるよう「市民活動補償制度」を設けています。

□対象となる活動

市内に活動拠点を置く市民活動団体（おおむね5人以上）が自主的に行う公共性がある活動

※職場や学校の行事、危険度が高い活動は対象になりません。

□制度の利用方法

事前登録は不要ですが、事故発生後、すみやかに活動の責任者を通じて地域づくり推進課に連絡してください。

事故から20日以内に事故発生報告書や団体の活動計画、参加者名簿など「その事故が対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料」などの提出が必要となります。

□注意事項

対象となる活動中でも故意による場合、交通事故、けんか、むち打ちなど他覚症状がないもの、災害活動や日射病、熱中症、懇親のみを目的とする場合などは対象になりません。

□補償内容

1 賠償事故の補償

区分	賠償の内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体への傷害	1人6,000万円 1事故3億円
対物賠償	他人の財物への損害	1事故500万円
受託物賠償	第三者からの受託物への損害	1事故300万円

2 傷害事故の補償

区分	傷害の内容	補償額
死亡補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	1人500万円
後遺障害補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき	傷害の程度に応じて 1人15万～500万円
入院・通院補償	傷害事故を直接の原因として、入院または通院して医師による治療を受けたとき ※入院は事故の日から起算して180日以内、通院日数はその間の90日が限度	入院3,000円/日 通院2,000円/日

水道管の洗管作業を行います

「水道管内リフレッシュ大作戦」を実施します

☎水道局工務課 ☎0833-71-0719



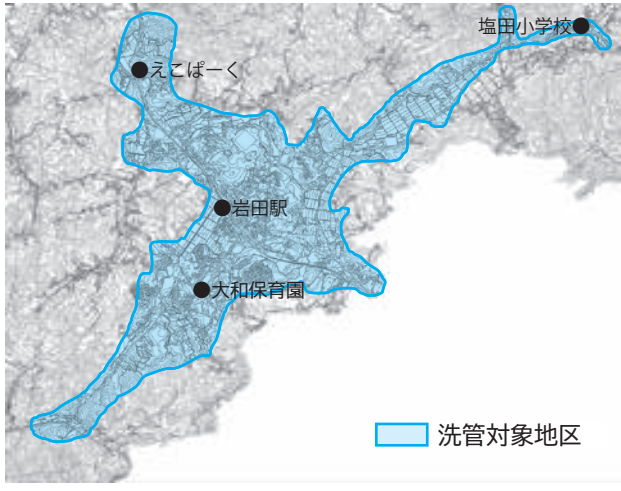
洗管作業実施概要

□実施日時

7月1日(水) 22時～2日(木) 5時

□対象地域

塩田・三輪・岩田地区



水道局では、きれいな水を安定供給するため、水道管の洗管作業を実施します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

□内容
対象地域の消火栓を一斉に放水し、水道管内の付着物を洗い流します。

そのため、**7月1日(水)22時以降**、左図の対象地域で濁り水が発生したり水が出にくくなる可能性がありますので、ご注意ください。

★次の点にご注意ください

- 飲料水などは事前に確保をお願いします。
- 濁水時に温水器を使用すると、フィルターが目詰まりする可能性がありますので、使用を控えてください。
- 濁水時の洗濯や入浴は避けてください。
- 水道を使用する際はフィルターや温水器を経由しない蛇口で放水し、異常がないか確かめてからご使用ください。

～あなたのお住まい、耐震性は大丈夫？～

木造住宅の耐震診断や耐震改修を補助します

☎建築住宅課建築係 ☎0833-72-1549



木造住宅の耐震化を進めるため、無料耐震診断の実施と耐震改修の補助を行っています。詳しくは、市(☎) (左記QRコード参照) をご覧ください。

□木造住宅耐震診断事業
診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

□木造住宅耐震改修事業
耐震基準に満たない木造住宅の改修を支援します。

■要件 次のすべてを満たしていること

- 昭和56年5月31日以前に着工された市内の一戸建て住宅(3階以下)
- 在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること
- 店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占めること
- ※昭和56年6月1日以降に増築している住宅は、対象にならない場合があります。

■募集戸数 先着21戸

■要件 次のすべてを満たしていること

- 木造住宅耐震診断の要件に該当する住宅
- 耐震診断結果の評点が1.0未満の建物を1.0以上にする工事

■募集戸数 先着3戸

■補助限度額 100万円

※市内業者で改修をする場合は110万円

※耐震改修工事費の80%が上限です。

□共通事項

■申込期間
6月1日(月)～11月13日(金)

※土・日曜日、祝日は除く。

■注意事項
要件などについて市(☎)で確認の上、事前に建築住宅課にお問い合わせください。



▲市(☎)



市営住宅の入居者を募集します

□入居資格

- ① 市町村税を完納している人
- ② 同居の親族がある人（単身世帯向け住宅への申し込みは一定の要件があります）
- ③ 公営住宅法で定める収入基準に該当する人
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかでない人
- ⑤ 入居者および同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人
- ⑥ 当選の連絡を受けてから、30日以内に入居手続きを済ませて入居できる人

※市外在住の人も申し込みができます。

□申込方法 建築住宅課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、印かんを持参の上、ご提出ください。

□受付期間 5月25日(月)～6月5日(金) 8時30分～17時15分

※土・日曜日を除く

□抽選日時／場所 6月17日(水) 10時／市役所

■一般世帯向け住宅 ※単身での申し込み不可

住宅名	号数	一般枠	優先枠	間取り	建築年度	家賃	浴槽	エレベーター
領家台 (島田六丁目)	1棟 302号	○		3DK	平成5	21,600円～42,500円	○	
	5棟 201号		○	3DK	平成5	23,000円～45,200円	○	
	7棟 201号	○		3DK	平成5	23,000円～45,200円	○	
中岩田 (大字岩田)	2棟 101号		○	3DK	平成1	14,400円～28,400円	○	
	2棟 104号		○	3DK	平成1	14,400円～28,400円	○	
	2棟 203号	○		3DK	平成1	14,400円～28,400円	○	
	2棟 303号	○		3DK	平成1	14,400円～28,400円	○	
	3棟 202号	○		3DK	平成3	14,000円～27,400円	○	
	3棟 204号		○	3DK	平成3	14,000円～27,400円	○	
	3棟 301号	○		3DK	平成3	14,000円～27,400円	○	
	3棟 304号	○		3DK	平成3	14,000円～27,400円	○	
	4棟 104号		○	3DK	平成3	14,600円～28,700円	○	
	4棟 202号	○		3DK	平成3	14,600円～28,700円	○	
	4棟 203号	○		3DK	平成3	14,600円～28,700円	○	
	4棟 303号	○		3DK	平成3	14,600円～28,700円	○	

※優先枠は、高齢者世帯などを対象に、一般世帯より優先して抽選できる住宅です。

■単身世帯向け住宅

住宅名	号数	一般枠	優先枠	間取り	建築年度	家賃	浴槽	エレベーター
緑町(浅江七丁目)	4棟 102号	○		2DK	平成19	21,700円～42,700円	○	○



市の財政状況をお知らせします

市では、市民の皆さんに本市の財政状況をご理解いただくために、毎年2回その内容をお知らせしています。今回は、令和2年3月末日現在の令和元年度一般会計、特別会計の歳入歳出予算執行状況のほか、市債（借入金）、市有財産の状況についてお知らせします。

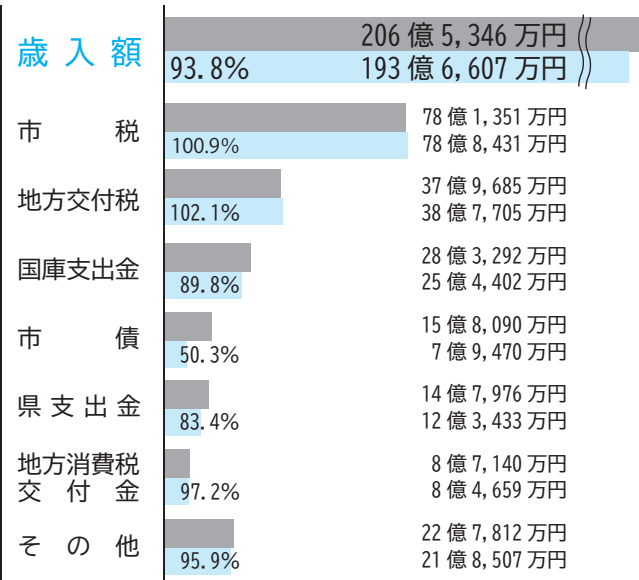
令和元年度一般会計の当初予算額は199億9,000万円でしたが、5回の予算の補正を経て最終予算額は206億5,346万円となりました。この予算額に対して、収入済額は193億6,607万円（収入率93.8%）、支出済額は171億3,439万円（支出率83.0%）となっています。執行状況の内訳は下記のグラフのとおりです。また、特別会計の執行状況、市債（借入金）および市有財産の状況は各表のとおりです。

なお、令和元年度の決算額は、出納整理期間後の令和2年5月末に確定します。

※各項目についての計数は、単位表示未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

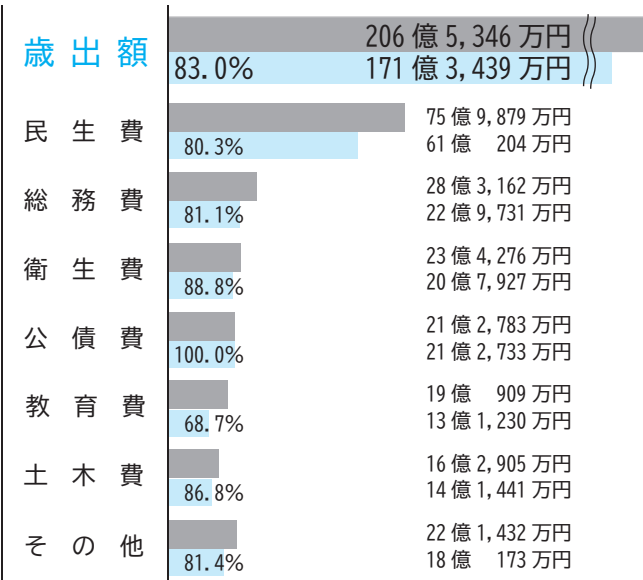
一般会計予算額 206億5,346万円

歳入の状況



※その他…繰越金、諸収入、使用料及び手数料、繰入金など
■ 予算額 ■ 収入率・収入済額

歳出の状況



※その他…消防費、商工費、農林水産業費、議会費、災害復旧費、労働費など
■ 予算額 ■ 支出率・支出済額

特別会計の状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険	57億3,858万円	52億7,264万円	53億1,446万円
下水道事業	15億9,625万円	14億4,029万円	14億4,221万円
介護保険	50億5,030万円	41億9,183万円	45億1,983万円
後期高齢者医療	10億1,086万円	9億5,956万円	8億8,882万円

市債（借入金）の状況

会計名	現在高
一般会計	234億5,738万円
特別会計 下水道事業	59億3,211万円
一時借入金	0円

市有財産の状況

 ■ 土地 861万4,644㎡	 ■ 建物 21万8,541㎡	 ■ 有価証券等 34億2,876万円 ■ 車両 138台
--	---	---



広報・シティプロモーション推進室が取材した
行事などは、右記リンク先でも紹介しています。



ふおと de ひかり QRコード



ひかりチャンネル QRコード



▲市印

まちの PR 用ポスターの活用

3月下旬から開催中

本市と千葉県横芝光町の子どもたちが、「まぶしいほど輝いているまち」を表現したPR用ポスターを、掲示協力者に無料でお送りしています。

また、ポスターとともに手話の「光」ポーズをした画像をお送りいただきますと、市ホームページなどでご紹介させていただきます。

一緒に元気と希望の「光」を発信しませんか。

県に対する要望 (WEB 会議)

4月20日(月) 市役所

山口県市長会（会長：市川市長）と山口県町村会は、山口県と新型コロナウイルス感染症に係るWEB会議を行い、県知事に情報提供の迅速化や連携の強化などを要望しました。

また、感染症に伴う差別や偏見、嫌がらせなどの「もう一つのウイルス」を広げない取り組みの必要性について認識を共有しました。



マスクの寄贈

5月7日(木)、12日(火) 市役所

市内の団体や事業者から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要なマスクを寄贈いただきました。

寄贈いただいたマスクは、サンホーム（放課後児童クラブ）や小・中学校などの教育現場をはじめ、光市医師会や光市歯科医師会、山口県薬剤師会光支部、障害者福祉施設、介護保険施設などの医療・福祉現場で活用させていただきます。

国が示した「新しい生活様式」の実践例に、「外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用」が掲げられているように、今後も、マスクは日常生活の中で欠かすことのできないものとなります。

現在、「離れること」が必要なときですが、マスクの着用により、少しでも心の距離を縮めることができるよう、寄贈いただいた皆さんの思いやりとともに届けたいと思います。



5月7日 国際ソロプチミスト光



5月12日 富士機工株式会社



5月12日 光商工会議所青年部



5月12日 株式会社DS Life Design



5月14日 光ライオンズクラブ

情報ひろば

光市役所代表番号 ☎ 0833-72-1400
 ※平日8時30分～17時15分の間は、各担当
 直通の電話番号をご利用ください。
 🌐 <https://www.city.hikari.lg.jp/>

新型コロナウイルスの感染状況により、掲載しているイベントなどが中止となることがあります。
 詳しくは、各問い合わせ先に確認してください。

人のうごき

(4月末現在)
 人口数 50,635 (-36)
 男性数 24,181 (-25)
 女性数 26,454 (-11)
 世帯数 23,432 (17)
 ※ () 内は
 前月からの増減

お知らせ

コンビニ交付

サービス停止

メンテナンス作業実施のため、次のとおりコンビニ交付サービスを停止します。

●停止日 5月31日(日)(終日)

☎市民課戸籍住民係

☎0833-72-1421

令和2年度市・県民税などの決定について

3月17日以降に令和2年度市・県民税申告書または確定申告書を提出された場合は、市・県民税の賦課決定において当該申告内容の反映が間に合わない場合がありますのでご了承ください。

この場合、申告内容に基づき再度計算を行い、当初課税額から増額または減額が生じた場合、順次、変更後の税額について納税通知書等によりお知らせします。

また、前年中の所得に基づき計算される国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料についても同様に反映が間に合わず、変更となる場合があります。

☎税務課市民税係(市・県民税、国民健康保険税)

☎0833-72-1439

☎市民課年金・高齢者医療係(後期高齢者医療保険料)

☎0833-72-1428

☎高齢者支援課介護保険係(介護保険料)

☎0833-74-3003

保険証に点字シールが必要な場合はご連絡を

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証(保険証)をお持ちの人で、点字シールの貼付を新たに希望する人は、6月12日(金)までにご連絡ください。

希望者には保険証を更新する際、封筒と保険証に点字シールを貼付してお送りします。

●点字の打刻内容

	国民健康保険	後期高齢者医療
封筒	「国保保険証在中」	「保険証在中」
保険証	「国保保険証」	「保険証」
更新時期	7月中旬以降	7月下旬

☎市民課国民健康保険係

☎0833-72-1426

☎市民課年金・高齢者医療係

☎0833-72-1428

重度心身障害者医療費助成制度の申請(更新)

次の対象者の医療費(健康保険適用分のみ)の自己負担分を助成します。

●対象 身体障害者手帳1、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級、特別児童扶養手当1級に該当する人(所得制限あり)

●提出物 健康保険証、印かん、該当する手帳・証書など
 ※本年1月1日現在、市外に住所があった人は、マイナンバーの提示または令和2年度所得・課税証明書が必要です。

●手続き場所 福祉総務課障害福祉係(あいぱーく光)

※後期高齢者医療制度の加入者は手続き不要です。

●受付期間 6月17日(水)～30日(火)(郵送可)

☎福祉総務課障害福祉係(あいぱーく光)

☎0833-74-3001



**本庁舎内山口銀行
窓口時間の変更**

6月1日(月)から、本庁舎内の山口銀行派出所の窓口時間が9時から15時までに変更となります。

☎会計課会計係

☎0833-72-1594

**光市花壇コンクール
の開催見送りの**

令和2年度花壇コンクールは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送ります。今後の状況によっては、秋以降に花壇づくりを楽しんでいただける方法を検討します。

☎都市政策課公園緑地係

☎0833-72-1582

**アルゼンチンアリに
ご注意ください**

特定外来生物「アルゼンチンアリ」は市内では平成21年



▲アルゼンチンアリ

に発見され、現在も一部地域に生息しており、防除を実施しています。アルゼンチンアリの発見した場合は、ご連絡ください。

【特徴】

- 体長約2.5ミリメートル程度
- 全身が茶色つぼく、体形は比較的小さい
- 動きが非常に敏速で数が多い時は列が帯状になる

【生息場所】

- 地面に置かれたコンクリートのブロックやコンクリートの構造物のひび割れの中
- 石、レンガ、木、枯葉の下
- 壁の隙間、玄関用マットの下など

☎環境政策課環境保全係

☎0833-72-1466

寝具乾燥消毒サービス

●対象 市内に住所があるおむね65歳以上の在宅寝たきり高齢者や重度障害者がいる世帯で、老衰、障害、疾病などで寝具の衛生管理ができる人がいない家庭

●内容 寝具の洗濯、消毒と乾燥

●寝具の範囲 敷布団、掛布団と毛布各2枚、枕1個まで

●利用料 無料

●申込方法 6月22日(月)までにお住まいの地区担当民生委員にお申し込みください。

☎社会福祉協議会

☎0833-74-3020

サポステ支援対象拡大

しゅうなん若者サポートステーションは、厚生労働省・県の委託を受けた若者の就労支援機関です。キャリアコンサルタント・臨床心理士が、就労に関するさまざまな不安や悩みを一緒に考えていきます。

す。

4月から支援対象者が49歳まで引きあげられ、従来の各種セミナーや職場見学・体験に加えて、就職氷河期世代向けの講座も用意し、さらに学校中退者支援も行っています。

●対象 15歳から49歳までの、求職者およびその保護者または関係者

●利用日時 毎週火・土曜 9時30分～17時30分(祝日・年末年始は休館)

※予約制、電話でご連絡ください。

☎しゅうなん若者サポートステーション

☎0834-27-6270



★ ★

★ 昼間、金融機関などに行きくことができない人は、夜間でも水道料金の納付ができます。

★ なお、納期限までにお支払いいただけないときは、給水を停止します。

★ 開設日 6月25日(木)

★ 時間 21時まで

★ 場所 水道局業務課

☎0833-71-0700

★ 相談窓口

★ 夜間水道支払窓口

★ ★

★ 開設日 6月11日(木)、22日(月)、30日(火)

★ 時間 20時まで

★ 場所 市役所収納対策課

★ 取扱業務 市税等の収納および納付相談

★ 郵便局で市税等を納付する場合は郵便振替用紙は、収納係に備え付けています。

☎収納対策課

☎0833-72-1447

★ 相談窓口

★ 夜間収納相談窓口

お知らせ

全国健康保険協会の 特定健診のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入する40歳から74歳までの被扶養者は特定健診を受診できます。対象者へは協会けんぽから受診券が4月中旬にご自宅あてに送られています。健診実施機関へ予約の上、受診券と健康保険証を持って受診してください。

詳しくは、協会けんぽ山口支部のホームページをご覧ください。ただくかお問い合わせください。

☎ 全国健康保険協会山口支部保健グループ
☎ 0833-974-1501

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」

外国人を雇用している事業主は次の点に注意し、外国人が能力を發揮できる環境づくりに努めましょう。

○国籍で差別しない、公平な採用選考を行っているか

○労働法令を守り、労働・社会保険に加入しているか

○日本語教育や生活上、職務上の相談に配慮しているか

○安易な解雇はしていないか

○外国人の雇入れ、離職時にハローワークへの雇用状況の届け出を行っているか

☎ ハローワーク下松
☎ 0833-41-0870



理系大学院生・薬学部 生の奨学金返還支援

奨学金の貸与を受けている理系大学院生・薬学部生が、大学院修士課程修了または大

学卒業後、県内の製造業に一定期間従事した場合、奨学金返還額の全部又は一部を補助します。

●募集対象 理系大学院修士課程1年生または薬学部5年生で、奨学金の貸与を受けている人

●募集人員 25人程度

●申込方法 県庁 (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/at1400/shougakukin/shougakukin.html>) 掲載の応募書類に必要事項を記入の上、持参または郵送でご応募ください。

●募集期間 6月1日(月)～7月31日(金) (消印有効)

☎ 県庁産業戦略部総務調整班 (〒753-8501 山口市滝町1-1)
☎ 0833-9333-2465

募集

商品量目監視員

●対象 一般消費者

●業務内容 自家消費のために購入した食料品などで、内容量が不足しているものを1カ月に1回、所定の報告書で山口県計量検定所に報告

●募集人数 先着1人

●任期 8月1日(土)～令和3年1月31日(日)

●報奨金 2200円/月

●申込方法 6月1日(月)～10日(水)までの間に電話でお申し込みください。

☎ 消費生活センター (申) 0833-72-5511

スポーツ

ボランティア募集

市内で開催する各スポーツ大会やスポーツイベントのボランティア(お手伝い)を募集しています。可能な範囲で、支えるスポーツ活動にご参加ください。

活動を通じて人との出会いや大会運営に携わることにより、通常ではできないことが体験できます。

例：ピーチランHikariの給水補助、コバルト・ウォークの運営補助など
☎ 0833-74-3605



6月の納期

次の税、保険料の納期限は6月30日(火)です。

○市県民税 1期

○国民健康保険税 1期

☎ 0833-72-1447

○介護保険料 1期

☎ 0833-74-3003 (あいばーく光)

パソコン学習会受講者募集

インターネットなどパソコンの使い方について、学んでみませんか。



【パソコン入門③写真や文書を整理】

- 日時 6月10日(水) 13時30分～15時30分
- 内容 写真を分類し、整理する方法を学ぶ

【パソコン入門④インターネット】

- 日時 6月24日(水) 13時30分～15時30分
- 内容 インターネットで情報を収集する方法を学ぶ

【共通】

- ◎場所 地域づくり支援センター
- ◎募集人数 各回先着8人
- ◎参加費 1000円
- ◎持参物 パソコン
- ◎申込方法 電話でお申し込みください。

☎**生**涯学習センター ☎0833-72-3447



☎0833-72-1452
申生活安全課市民相談係
 ※土・日曜日を除く。
 ●申込方法 7月1日(水)8時
 30分以降に電話でお申し込み
 ください

相談



休日に税金の納付や
納付相談ができます

- 日時 6月27日(土)、28日(日)
9時～16時

●場所 市役所収納対策課

●内容

○税金(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の納付



○税金の納付相談
 収納対策課収納係
 ☎0833-72-1447

弁護士無料法律相談

- 日時 6月3日(水) 9時～12時(一人18分程度)
 - 会場 あいぱーく光第2・3会議室
 - 定員 20人(要予約)
 - 申込方法 5月27日(水)8時30分以降に電話でお申し込みください(土・日曜日を除く)。
- ☎0833-74-3020
 ☎光市社会福祉協議会

司法書士無料法律相談(要予約)

- 日時 7月8日(水) 9時～12時(一人30分程度)
 - 場所 市役所3階会議室
 - 定員 6人
 - 相談内容 多重債務(サラ金、クレジット)、不動産登記、訴訟手続、成年後見など
- ※多重債務は、事前記入事項があります。予約時にお申し出ください。

会員を募集しています

生涯現役、経験を活かし
地域社会で楽しく働きませんか。

公益社団法人
光市シルバー人材センター
光市中央五丁目12-1 TEL(0833)71-0940



【入会説明会】毎月第2・第4火曜日

6月 9日(火)、23日(火)
7月 14日(火)、28日(火)

10時から開催しています。

広告



新型コロナウイルスの感染、拡大の状況により休館している施設や、掲載しているイベントは、中止になることがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。



◎定休日 毎週月曜日

★精華女子高等学校

吹奏楽部コンサートの中止

5月31日(日)に開催予定の「精華女子高校吹奏楽部コンサート」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

させていただきます。なお、チケットにつきましては、市民ホール事務所窓口にて払い戻しをしますので、チケットご持参の上、お手続きをお願いします。

●払戻期間 6月30日(火) 17時まで

★「光の文化を高める会」会員招待公演 林家三平講演会「笑いと健康」の延期

6月14日(日)に開催予定の「光の文化を高める会」会員招待公演 林家三平講演会「笑いと健康」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を延期させていただきます。なお、一般販売のチケットは、振替公演にて有効となります。

●日時 10月1日(木) 17時30分開場、18時開演

●チケット
○一般 2000円
○文高会員 無料

※光の文化を高める会会員はチケット不要です。令和2年

度会員証をご持参ください。

★「光の文化を高める会」に入会しませんか

●年会費(一人当たり) 1500円
○個人会員 5000円
○賛助会員 (10人以上) 1300円

○老人クラブ会員(光市老人クラブ連合会会員に限る) 950円

●入会方法 市民ホール、文化センター、ふるさと郷土館、市役所受付、大和支所、各出張所でお申し込みください。

★第35回市民コンサート

出演者募集

●日時 9月13日(日) 13時開演

●対象 市内に在住、通勤・通学している個人または団体

※音楽関係有職者による編成委員会にて選考し、出演者を決定します。

●演奏条件 クラシックを基調とする音楽を15分程度または

は1曲演奏

●申込方法 6月2日(火)から7月31日(金)までに電話または窓口でお申し込みください。



◎定休日 毎週月曜日、祝日、第一火曜日

★第14回光市作家展

光市に関わる美術作家を紹介するシリーズです。

●会期 6月13日(土)～28日(日)

●時間 9時～17時

●内容 洋画の田村千晶さんと陶芸の梅崎光枝さんの新旧の作品を展示します。

★郷土の画家展

●会期 6月20日(土)～9月20日(日)

●時間 9時～17時

●内容 文化センター所蔵の山口県出身の画家による日本画、洋画、版画を展示します。



◎入館料 260円/団体(20人以上) 200円(高校生以下・障害者手帳持参の人と介護者1人は無料)

◎定休日 毎週月曜日(祝日)の場合は翌日、第一火曜日

★古着で作るはがき掛け教室

●日時 6月14日(日)、20日(土)

9時～12時、13時～16時(両日とも2回実施)

●講師 吉村博子さん

●募集人数 各回先着6人

●参加費 1200円(材料費)

●持参物 鉛筆・布切ばさみ

●申込方法 6月3日(水)以降に電話でお申し込みください。

★RED LISTコンサート

懐かしいエレキギターの調べをお楽しみください。

●日時 6月21日(日) 14時～15時



◎入浴料 市内大人510円、市内65歳以上410円、市内小学生以下310円、3歳以下無料
◎定休日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日。）

★ZUMBA教室受講生募集

楽しく汗を流した後に、お風呂でゆったりしませんか。

●日時

○毎週水曜日 19時～20時

○毎週土曜日 19時～20時

●受講料 640円/回

●申込方法 窓口または電話

でお申し込みください。

★カイロプラクティック

お風呂上りに骨盤や背骨の調整でリフレッシュしてみませんか

●日時 毎週金・土・日曜日

11時～18時

※時間、料金はお問い合わせください。

★光紙芝居定期上演

●日時 6月20日(土) 14時～15時

15時

●演題 「ふるさとの駅」

(光市)

●観覧料 無料(入浴は有料)

●光紙芝居(未開)

☎080-33891-8940



◎定休日 毎週火曜日

★カヌー教室

参加者募集の中止

広報「ひかり」5月号に掲載のカヌー教室は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止します。



◎定休日 毎週月曜日、第2木曜日

★図書のリサイクル

図書館で除籍となった図書や保存期間の過ぎた雑誌を無償で譲渡します。

●日時

○6月19日(金) 9時～19時

○6月20日(土)、21日(日) 9時～17時

●持参物 本を持ち帰る袋

※一人10冊まで

※破損、汚損、落丁本などがあります、ご了承ください。

※状況によっては中止の場合があります。

※入場人数を制限させていただく場合があります。

※入場人数を制限させていただく場合があります。

★新刊案内

【一般書】

旅ごはん (小川糸)

まったくゼロからの論理学 (野矢茂樹)

一流の人がやっている服(じぶん)の魅せ方 (内本久美子)



はじめて学ぶ保険のしくみ (家森信善)

音と音楽の科学 (岩宮眞一郎)

うおつか流食べつくす! (魚柄仁之助)

キャプテン翼のつくり方 (高橋陽一)

山のリスクマネジメント (山と溪谷社)

発注いただきました (朝井リョウ)

【児童書】

トンネルのたんけん (福手勤/監修)

パディントン、テストをうける (マイケル・ボンド)

作るのが楽しくなるクラフトBOOK (いしかわ☆まりこ)

りんごだんだん (小川忠博)

きょうからほいくえん (エヴァ・モンタナーリ)

おやくそくえほん (高濱正伸)



ザワザワ!おぼけのおたのみかい (大木あきこ)

川のいのち (横松桃子)

トリケラトプスとあくまのもり (黒川みつひろ)

いたずらのすきなけんちくか (はた こうしろう)



年金

年金 & 消費生活 アドバイス



*問合せ

- 市民課年金・高齢者医療係
☎0833-72-1428
- 消費生活センター
☎0833-72-5511

国民年金のお知らせ

☎徳山年金事務所国民年金課 ☎0834-31-2152
 ※電話は自動音声応答です。音声案内に従い、最初は「1」を押し、次は「2」を押してください。

離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

年金分割の方法は2種類あります。

①合意分割

お二人からの請求により、年金を分割できます。

年金分割の割合は、お二人の合意又は裁判手続によって決定されます。

②3号分割

サラリーマンの妻である専業主婦の人など、国民年金第3号被保険者であった人からの請求により、年金を分割できます。(割合は、2分の1ずつとなります。)

平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

離婚後2年を過ぎると請求できません。

お早めに、お近くの年金事務所までご相談ください。



消費生活 相談



*フリマサービスのトラブルにご注意

【相談】

フリマアプリで購入したブランド品のバッグに複数の傷がありました。出品者は返品を認めてくれません。運営会社からの回答も「双方で話し合ってください」でした。消費生活センターで対応してもらえますか。

【対応】

消費生活センターは、個人間の売買には介入できないことを説明しました。

【ワンポイント講座】

フリマアプリを利用する前に、運営会社の利用規約を確認しましょう。中古品の場合、イメージ違い等のトラブルが起こりやすくなります。当事者間で話し合う場合は、冷静なやり取りを心がけましょう。

リユース ネットひかり

☎環境事業課ごみ・リサイクル対策係 ☎0833-72-1471

🌐https://www.city.hikari.lg.jp/life_scene/lifescene_garbage/3r/index.html

詳しくは



【譲りたいものの一部を紹介 【】内は登録番号】

- 【1】ソファー 【2】折りたたみベッド 【3】鏡台
- 【4】セミダブルベッド 【5】座布団 (5枚)
- 【6】炊飯ジャー 【7】魔法瓶 【8】パイプベッド

【譲ってほしいものの一部を紹介 【】内は登録番号】

- 【1】子ども用自転車 【2】チェーンソー
- ※18歳以上の方が利用できます。(営利目的不可)
- ※交渉が成立している場合がありますのでご了承ください。

*リユースキッズひかり

【譲りたいものの一部を紹介 【】内は登録番号】

- ◀【8】チャイルドシート
- 【9】テーブル付きイス

- 【1】ランドセル 【10】バウンサー
- ※上記以外にも、子供服や絵本などがあります。



光の恵み de 朝ごはんレシピ

「カボチャのまるやかスパイシースープ」

調理時間：15分
【一人分栄養価】
エネルギー 148kcal
食塩相当量 0.9g



【作り方 (材料4人分)】

- ①カボチャ (1/4 個) は種とワタを取り除き1cm角に切る。
- ②タマネギ (1/2 個) は粗いみじん切り、しめじ (1/2 パック) は石づきをとりほぐし、ベーコン (40g) は幅1cmに切る。
- ③鍋にバター (大さじ1/2) を入れて②を炒める。火が通れば、カレー粉 (大さじ1/2) を加えさらに炒め、水 (300cc)、固形コンソメ (1個)、①を加える。
- ④弱火で10分程度煮たら、調整豆乳 (300cc) を加え、塩コショウ (少々) で味を整え、沸騰する前に火を消し、器に盛り刻んだパセリ (適量) を散らす。

【おすすめポイント】

緑黄色野菜のカボチャと身体を温めるスパイシーな味付けで、免疫力UP!! (光市朝ごはん部ラビート部長)

あなたの健康プラスアップ

「朝ごはん」食べていますか?

朝ごはんを食べないと、脳の栄養素である糖質が不足するため集中力が欠けてしまうことがあります。



また、菓子パンだけなど副菜や主菜が不足するとビタミンやミネラルが不足し、免疫力の低下にもつながります。元気に1日を過ごすために生活リズムを整え、朝ごはんできっと体に必要な栄養を摂るように心がけましょう!

【朝ごはんの写真を募集しています!】

「光市朝ごはん部」フェイスブックでは、投稿のあった朝ごはんの写真やレシピ、コラム等、掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



▲光市朝ごはん部

6月の健康カレンダー

※新型コロナウイルス感染症対応などにより変更の場合は市画などでお知らせします。

行事名	日時	場所	その他
育児 育児相談 歯の健康相談	11日(木) 13:30～14:30	あいぱーく光	持参物: 母子健康手帳
健康 成人歯科健診 ふれあい歯科健診 (ふれあい歯科健診は要予約)	11日(木) 13:30～14:30	あいぱーく光	対象: 成人歯科健診…乳幼児の保護者、妊産婦、40歳以上の市民 ふれあい歯科健診…何らかの障害をお持ちの人 持参物: 母子健康手帳 (妊婦)、健康手帳 (お持ちの人)
健康相談 (要予約)	9日(火) 9:00～15:00	あいぱーく光	持参物: 健康手帳 (お持ちの人)
食育相談 (要予約)	18日(木) 9:00～15:00	あいぱーく光	持参物: 母子健康手帳 (妊婦、乳幼児)
癒しのカウンセリング (前日午前中までに要予約)	23日(火) 13:30～15:30	あいぱーく光	内容: 臨床心理士による心の健康相談

急病で困ったときは

休日診療所

- 場所 あいぱーく光内 (光市光井二丁目2-1)
 - 診療時間 9時～17時
 - 受付 9時～11時30分
13時～16時30分
 - 持参物 健康保険証、診療代、お薬手帳
 - 問合せ ☎0833-74-1399
- ※変更する場合があります。ご確認の上、受診してください。

6月の診療日	診療科目 (※)	
	内科系	外科系
7日(日)	内科	外科
14日(日)	内科	皮膚科
21日(日)	内科	耳鼻科
28日(日)	内科	外科

※周南地域休日・夜間こども急病センター

- 場所 徳山中央病院内 (周南市孝田町1-1)
- 診療時間 (夜間は日曜・祝祭日を含む毎日)
【夜間】19時～22時 (受付21時30分まで)
【日曜・祝祭日】9時～12時、13時～17時 (受付各診療終了30分前まで)

- 対象 0歳～15歳までの内科的疾患
- 問合せ ☎0834-28-9650

※小児救急医療電話相談

- 相談時間 19時～翌日8時
- 対象 15歳未満の子ども
- 問合せ ☎083-921-2755

※プッシュ回線の固定電話、携帯電話は ☎ # 8000



16 (火)		24 (水)	●パソコン学習会(13時30分～、地域づくり支援センター)※要予約、5月25日から受け付け開始 ☎0833-72-3477
17 (水)	もの(下表参照)	25 (木)	●水道夜間支払窓口(21時まで、水道局) ●野菜栽培指導教室「楽農塾」(13時30分～、三島コミュニティセンター)
18 (木)	●食育相談(9時～、あいぱーく光)※要予約 ☎0833-74-3007	26 (金)	●野菜栽培指導教室「楽農塾」(10時分～、光井コミュニティセンター) ●野菜栽培指導教室「楽農塾」(13時30分～、室積コミュニティセンター)
19 (金)	●3歳児健診(12時40分～、あいぱーく光) ●図書館のリサイクル(21日まで、9時～、図書館)	27 (土)	●休日納付相談(9時～、市役所) ●野菜栽培指導教室「楽農塾」(13時30分～、里の厨)
20 (土)	●古着で作るはがき掛け教室(9時～/13時～、ふるさと郷土館)※要予約6月3日から受け付け開始 ☎0833-78-2323 ●郷土の画家展(9月20日まで、9時～、文化センター) ●紙芝居の定期上演(14時～、ゆ～ぱーく光)	28 (日)	●休日納付相談(9時～、市役所)
21 (日)	●REDLISTコンサート(14時～、ふるさと郷土館)	29 (月)	
22 (月)	●夜間収納相談窓口(20時まで、市役所)	30 (火)	●夜間収納相談窓口(20時まで、市役所)
23 (火)	●癒しのカウンセリング(13時30分～、あいぱーく光)※要予約 ☎0833-74-3007		

【相談窓口開設日時】

相談の種類	内容	日時	場所	問合せ
行政 行政相談	国などの行政機関に対する意見、要望など	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		生活安全課市民相談係 ☎0833-72-1452
心配 心配ごと相談	生活上の心配ごとなど			社会福祉協議会 ☎0833-74-3020
人権 人権相談	人権問題についての相談など			人権推進課 ☎0833-72-1459
年金 年金相談	年金事務所職員による年金出張相談	10日(水) 9時30分～12時、13時～15時30分	市役所3階会議室	徳山年金事務所 ☎0834-31-2152
ものもの忘れ相談	もの忘れ、健康、介護に関する相談など	毎週水曜日(祝日を除く)※要予約 9時～12時、13時30分～15時30分	あいぱーく光	地域包括支援センター ☎0833-74-3002
教育相談	教育、学校生活に関する相談など(電話相談)	月～金曜日 8時30分～19時 ※祝日を除く、水曜日は17時15分まで	相談受付電話 ☎0120-72-3749	青少年センター ☎0833-72-2245

2020

6月 お知らせカレンダー

1 (月)		9 (火)	●健康相談 (9時～、あいぱーく光)※要予約 ☎0833-74-3007
2 (火)		10 (水)	●パソコン学習会 (13時30分～、地域づくり支援センター)※要予約、5月25日から受付開始 ☎0833-72-3447 年金もの (右下表参照)
3 (水)	●弁護士無料法律相談 (9時～、あいぱーく光)※要予約、5月27日から受付開始 ☎0833-72-1452 もの (右下表参照)	11 (木)	●育児・1歳児お誕生・2歳児お誕生・歯の健康相談、成人歯科健診、ふれあい歯科健診 (13時30分～、あいぱーく光) ●夜間収納相談窓口 (20時まで、市役所)
4 (木)		12 (金)	
5 (金)		13 (土)	●第14回光市作家展 (28日まで、9時～、文化センター)
6 (土)	●サツマイモ・落花生収穫体験 (9時～、里の厨)※要予約 ☎0820-49-0831	14 (日)	●古着で作るはがき掛け教室 (9時～/13時～、ふるさと郷土館)※要予約6月3日から受付開始 ☎0833-78-2323
7 (日)		15 (月)	
8 (月)			



まちの魅力を発信するフォトコンテスト

「見つけた！ひかりの“光”」開催中！

まちの認知度やイメージを向上を目指していくため、広報紙などに掲載する本市の美しい景観や豊かな自然、特色あるイベントなどの画像を募集しています。

優秀作品は、市内の全世帯に配布するポストカードに活用するほか、賞品として本市の特産品を贈呈する予定です。

ぜひ、ご応募ください！



▲詳細は
コチラ

申開 広報・シティプロモーション推進室

☎0833-72-1409 ✉kouhou@city.hikari.lg.jp

■コンテストの概要

募集期間	令和2年4月24日(金)～11月16日(月)
募集する画像のテーマ	光市の ・「人」・「おせっかい」・「安心」 ・「風景」・「イベント」・「おすすめスポット」
応募方法	応募規約に同意の上、 ①氏名 ②広報紙やホームページに表示する際のニックネーム ③電話番号 ④メールアドレス ⑤画像の撮影場所 とともに、画像データをディスクまたはメールで送付
作品の活用・入賞特典	全ての作品を、広報紙やホームページに掲載 優秀作品については、市の特産品の贈呈やポストカードへ活用

【バス半額券の配布を休止します】

市では、ノーマイカー運動の一環として、毎月月末金曜日に市内路線バスの運賃半額化を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、バス半額券の配布を休止します。

券の配布の再開については、改めて広報紙などでお知らせします。

なお、配布済みの券につきましては、引き続き、毎月月末金曜日にお使いいただけます。

■問合せ

バス半額券の配布に関すること：環境政策課環境政策係 ☎ 0833-72-1465

交通・路線に関すること：商工観光課商工労政係 ☎ 0833-72-1519



「ふるさと光応援寄附金」(ふるさと納税) お礼とご報告

心温まる応援、ありがとうございました

☎ 広報・シティプロモーション推進室 ☎ 0833-72-1409

□寄附金額と活用内容 (合計 1,192件 2,296万2,500円)

希望用途	寄附件数	寄附金額	活用内容
「おっぴい都市宣言」の理念を踏まえた少子化対策に関する事業	423件	763万1,000円	乳幼児・子ども医療費助成事業、未来のパパママ応援事業、イングリッシュプラン光事業、ブックスタート事業等
「自然敬愛都市宣言」の理念を踏まえた環境保全活動に関する事業	229件	426万円	エコライフ補助金事業、公共施設におけるLED照明の導入、海岸松林保全事業、日本の森・滝・渚全国協議会総会関連事業等
「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえた安全・安心対策に関する事業	189件	356万4,500円	避難所環境整備事業、防災倉庫整備事業、島田川洪水ハザードマップ整備事業、自主防災組織支援事業、牛島離着陸場整備事業等
その他	351件	750万7,000円	小中学校施設の工事、光市ホームページリニューアル、文化センター整備事業、光市体育協会補助金、陸上記録会送迎バス借上料等

ご寄附いただいた方への感謝の気持ちを忘れることなく、有効に活用し、これまで以上に本市の魅力を高める施策を進めてまいります。

◆メッセージの一部を

ご紹介いたします

- ❖ 室積の美しい海岸が忘れられません。健康で元気な子供たちを沢山育ててください。
- ❖ 大雨災害復興まだまだかかると思いますが、がんばってください。
- ❖ 高校一年生時、臨海学校が御地にてありました。美しいゆたかな海が守られていますように願います。

【市内事業所の皆さんへ】

自慢の一品を、ふるさと納税のお礼品として登録し、全国に向けて販路を開拓しませんか。

お礼品の要件は、市内で栽培や加工等がされているものや市内で生産された原材料によって製造されたものなどで、登録料や手数料は不要です。詳しくはお問い合わせください。



▲お礼品の一例

表紙写真の紹介

市内事業者による

手話の「光」

▼『子どもたちの声をまっける』や『元気にもどってくる日をまっける』、そして『雨がやむのをまっける』。デヴィット・カリ著の絵本「まっける。」は、人生において待ちわびた様々な場面によって紡がれています。▼今、皆さんは何を待っていますか。部活動や趣味の再開でしょうか。それとも、県外で暮らす家族や友人との再会でしょうか。▼手話で「光」を表現したまちのPRポスターをご活用いただいている事業所の皆さんも、営業時間の短縮や飲食サービスの縮小などを強いられ、通常営業の再開の日を待ち望んでおられます。▼誰もが、それぞれの期待や希望を胸に「いつもの光市に戻る」ことを待っています。そのためには、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式」などを参考にして、予防に対する高い意識と、節度ある行動を続けていきましよう。



▲新しい生活様式